

報告第15号

但東地域小中一貫校等開設準備委員会設置要綱の制定について

但東地域小中一貫校等開設準備委員会設置要綱を制定したので報告する。

令和8年7月22日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

但東地域における施設一体型小中一貫校等の開設を円滑に行うために必要な事項を協議し、調整するため、但東地域小中一貫校等開設準備委員会を置く。

但東地域小中一貫校等開設準備委員会設置要綱

令和8年7月1日豊岡市教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 豊岡市立合橋小学校、資母小学校及び但東中学校（以下「統合校」という。）からなる施設一体型小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）並びに豊岡市立合橋認定こども園及び資母認定こども園（以下「統合園」という。）の統合により設立される新たな認定こども園（以下「新園」という。）の開設を円滑に行うために必要な事項について協議し、調整するため、但東地域小中一貫校等開設準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整を行い、教育長に報告する。

- (1) 小中一貫校の学校種別に関する事。
- (2) 小中一貫校及び新園の名称並びに小中一貫校の校歌、校章及び校旗に関する事。
- (3) 通学及び通園に関する事。
- (4) 小中一貫校及び新園の運営及び行事に関する事。
- (5) 小中一貫校のPTA及び新園保護者会の組織運営に関する事。
- (6) 小中一貫校開設に向けての交流事業及び記念行事に関する事。
- (7) 小中一貫校の学校指定用品に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫校及び新園の開設に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織し、委員は教育長が委嘱する。

- (1) 但東地域の地域団体の代表者
 - (2) 統合校PTAの代表者及び統合園保護者会の代表者
 - (3) 統合校及び統合園の職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 2 教育長は、委員会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する協議事項が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。

報告第16号

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
制定について

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を定
めたので報告する。

令和8年7月22日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

学校部活動の地域展開を推進するため、実施団体への運営支援及び経済的困
窮世帯の生徒の地域クラブ活動参加への支援を行う。

豊岡市告示第243号

豊岡市教育委員会が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市教育委員会が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

豊岡市教育委員会が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第315号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付し又は太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前	改正後	
別表第1（第2条関係） その1～その22 〔略〕	別表第1（第2条関係） その1～その22 〔略〕 <u>その23</u>	
	1 補助 金の名 称	豊岡市部活動地域展開モデル事業推進補助金
	2 交付 の目的	認定地域クラブ活動を実施する団体に補助金を交付し、活 動の発展、充実を図る。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 276 1285 1010"> 3 内容及び対象経費 </td><td data-bbox="1285 276 2038 1010"> 教育委員会が定める認定地域クラブの運営費用として、次に定めるものとする。 対象経費 1 費目 (1) 人件費 (2) 諸謝金 (3) 旅費 (4) 通信運搬費 (5) 印刷製本費 (6) 会議費 (7) 備品費 (8) 消耗品費 (9) 借料及び損料 (10) 保険料 (11) 雑役務費 (12) 委託料 2 その他 上記に関わらず、交付申請を行った日の属する年度の2月末までに支出を完了した経費とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1131 1010 1285 1090"> 4 対象者 </td><td data-bbox="1285 1010 2038 1090"> 運営団体及び実施主体 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1131 1090 1285 1246"> 5 補助率又は補助金等の額 </td><td data-bbox="1285 1090 2038 1246"> 予算の範囲内で定める額とし、上限は国の定める「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に係る補助単価」とする。 </td></tr> </table>	3 内容及び対象経費	教育委員会が定める認定地域クラブの運営費用として、次に定めるものとする。 対象経費 1 費目 (1) 人件費 (2) 諸謝金 (3) 旅費 (4) 通信運搬費 (5) 印刷製本費 (6) 会議費 (7) 備品費 (8) 消耗品費 (9) 借料及び損料 (10) 保険料 (11) 雑役務費 (12) 委託料 2 その他 上記に関わらず、交付申請を行った日の属する年度の2月末までに支出を完了した経費とする。	4 対象者	運営団体及び実施主体	5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で定める額とし、上限は国の定める「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に係る補助単価」とする。
3 内容及び対象経費	教育委員会が定める認定地域クラブの運営費用として、次に定めるものとする。 対象経費 1 費目 (1) 人件費 (2) 諸謝金 (3) 旅費 (4) 通信運搬費 (5) 印刷製本費 (6) 会議費 (7) 備品費 (8) 消耗品費 (9) 借料及び損料 (10) 保険料 (11) 雑役務費 (12) 委託料 2 その他 上記に関わらず、交付申請を行った日の属する年度の2月末までに支出を完了した経費とする。						
4 対象者	運営団体及び実施主体						
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で定める額とし、上限は国の定める「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に係る補助単価」とする。						

	6 交付 申請に 添付す る書類	事業計画書
	7 交付 申請の 期限	随時
	8 申請 書への 記載を 省略す る事項	なし
	9 変更 承認を 要しな い軽微 な経費 の配分 の変更	交付決定額の範囲内における経費の変更
	10 変更 承認を 要しな い軽微 な内容 の変更	なし

	11 実績 報告書 に添付 する書 類	事業実施報告書
	12 概算 払	可（当初年間計画に基づき交付し、実績に応じて随時交 付）
	13 規則 の適用 除外	なし
	14 その他	なし
	その24	
	1 補助 金の名 称	豊岡市部活動地域展開モデル事業（経済的困窮世帯の生徒 への参加費等の支援）推進補助金
	2 交付 の目的	認定地域クラブ活動に参加する経済的困窮世帯の生徒への 参加費等の一部を補助し、スポーツ活動等に継続して親し むことができる機会を確保することを目的とする。
	3 内容 及び対 象経費	経済的困窮世帯の生徒に係る認定地域クラブに参加する費 用で、次に定めるものとする。 （1）参加費 （2）保険料 ただし、申請年度に属する2月末までに支払いを完了した ものに限る。

	4 対象者	認定地域クラブに参加する生徒の保護者で、申請時点において豊岡市就学援助費支給規則（平成18年規則第85号）第2条に規定する就学援助費の受給者である者
	5 補助率又は補助金等の額	対象経費の10/10を補助する。ただし、生徒1人当たり年額36,800円を上限とする。 （参加費：年額 36,000 円（月額 3,000 円×12 か月）＋保険料：年額 800 円）
	6 交付申請に添付する書類	参加費等の内容を確認することができる書類
	7 交付申請の期限	随時
	8 申請書への記載を省略する事項	なし
	9 変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	交付決定額の範囲内における経費の変更

	10 変更承認を要しない軽微な内容の変更	なし
	11 実績報告書に添付する書類	対象経費の支払いを証する書類
	12 概算払	不可
	13 規則の適用除外	様式
	14 その他	なし

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

報告第17号

豊岡市教育委員会印の改刻について

豊岡市教育委員会印を改刻したので報告する。

令和8年7月22日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

豊岡市教育委員会印の公印を改刻するため。

豊岡市教育委員会告示第 号

豊岡市教育委員会印を次のように改刻したので、豊岡市教育委員会公印規程（平成17年教育委員会訓令第1号）第7条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年 月 日

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

豊岡市教育委員会印

改刻した公印

印影	使用開始年月日
	令和8年10月1日

報告第18号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年7月22日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

記

No.	施 設 名	物 件 名	数 量	金 額	受 納 日	寄 附 者	
1	城崎小学校	ホワイトボード	1 台	- 円	2026年6月10日	個人	〒669-6101 豊岡市城崎町湯島75 住吉 誓司
合計				- 円			(個人：1 件)

